

平成 30 年 3 月 29 日  
総務省中国四国管区行政評価局

## 「国の直轄河川の管理に関する行政評価・監視」 改善措置状況の公表

総務省中国四国管区行政評価局（局長：水上 保）は、国が直轄管理する河川について、河川氾濫等の被害の軽減を図るとともに、河川区域の適正な利用を確保する観点から、河川の管理状況、防災に関する情報の提供状況を調査し、その結果に基づき、平成 29 年 9 月 21 日、国土交通省中国地方整備局に対し、必要な改善措置について通知しました。

この度、中国地方整備局から、当局からの通知に対する改善措置（予定を含む。）についての回答がありましたので、その内容を公表します。

なお、調査結果の概要（報道資料）及び結果報告書については、中国四国管区行政評価局のホームページに掲載しています。  
（中国四国管区行政評価局ホームページ <http://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku.html>）

### ＜本件照会先＞

総務省中国四国管区行政評価局

第 2 評価監視官 高実

電話：082-228-6359

E-mail: cgk21@soumu.go.jp

## 通知事項 1 河川の適切な管理

### 改善通知事項（調査結果）

- 河川管理施設の変状について継続的な記録の的確な実施
- 許可工作物について許可条件の遵守の指導及び遵守状況の確認の実施
- 無許可の土地占用、工作物設置に対する適切な措置の実施

#### 主な調査結果

- 河川カルテ等による河川管理施設の変状の経過観察が不十分
  - ・ 低水護岸における樹木の成長、護岸法面の窪み、クラック、堤防の亀裂など河川管理施設の変状が河川カルテ等に記載されていない。
- 許可工作物について、利用者の安全確保、占用区域内の良好な状態保持等の維持管理が不十分
  - ・ 樋門などの許可工作物の門扉の破損、操作ハンドルの未施錠などにより、部外者の立入りや不正な操作のおそれがあるもの（8施設）
  - ・ 占用区域である公園等にベンチ、倉庫等が持ち込まれて設置されているほか、廃車、ゴミ等が放置されているもの（5施設）
- 無許可の土地占用、工作物設置
  - ・ 土地の占用許可なく家屋、小屋が河川区域内に設置されているもの（6事例）
  - ・ 工作物（倉庫、バックネット等）新設の許可取得後、簡易トイレ、収納台等が無許可で追加設置されているもの（3事例）
  - ・ 河川区域内民有地に小屋、事業所建物などの工作物が設置されているものの、許可の取得の有無が判明していないもの（7事例）

### 主な改善措置状況

- 中国地方整備局管内の河川関係事務所長及びダム管理所長に対し、左記の通知事項に留意の上、より一層の河川管理の適正化を図るよう指導
- 指摘のあった44事例のうち、17事例が改善済み、15事例が指導継続中、12事例が経過観察等

#### 【通知を踏まえた改善事例】



容易に開閉可能であった転落防護柵の門扉を施錠



護岸に生育していた樹木を除去

## 通知事項 2 不法係留船対策の実施

### 改善通知事項（調査結果）

- 洪水の流下阻害や河川管理施設への損傷、治水上の支障の発生を予防する観点から、不法係留船の解消に向けた検討、護岸の原状回復を含めた適切な方策を実施

#### 主な調査結果

- 河川区域内に無許可で船舶が係留・放置
  - ・ 各河川において、それぞれ十数隻から100隻近くの船舶が不法に係留・放置
  - ・ 不法係留船の中には、護岸に係留用の杭を打ち付けているもの、無許可で棧橋を設置しているもの（16事例）あり



各河川に不法に係留・放置されている船舶の状況



不法係留船の係留状況

### 主な改善措置状況

- 管内の河川関係事務所長及びダム管理所長に対し、以下のとおり指導
  - ① 不法係留船の解消に向けた検討を行うとともに、護岸の原状回復等を含めた適切な方策を実施すること。
  - ② 漁船、川舟など生業として使用されている不法係留船についても、各河川の実情や地域の慣行等を踏まえ、解消に向けた検討を行うこと。
  - ③ 不法係留船数の多い河川においては、不法係留船対策に係る計画の策定も視野に入れた不法係留船の解消に向けた検討を行うこと。
- 指摘のあった7河川の事例については、所有者への指導、現地への警告看板の設置等の措置を講じており、引き続き指導等を実施

### 通知事項 3 河川管理事務の適切な実施

#### 改善通知事項（調査結果）

- 河川現況台帳への河川の現況の適切な記載
- 河川巡視の的確な実施

#### 主な調査結果

- 河川現況台帳の記載が不十分
  - ・ 土地占用許可の更新状況や記載されていない事例（1事例）、図面が更新されていない事例（1事例）あり
- 河川巡視において、河川管理施設、許可工作物の維持管理状況が十分把握されていないものあり（7事例）

#### 主な改善措置状況

- 管内の河川関係事務所長及びダム管理所長に対し、左記の通知事項に留意の上、より一層の河川管理の適正化を図るよう指導
- 指摘のあった31事例のうち、26事例が改善済み、5事例が改善予定

### 通知事項 4 防災情報の提供

#### 改善通知事項（調査結果）

- 水位の動きの的確な予測、必要な予報・警報の迅速・的確な実施
- 簡易水位計の水位情報の一般への公開について検討

#### 主な調査結果

- 基準水位への到達から洪水予報、水防警報の発表までに時間を要しているものあり
  - ・ 水位が基準水位に到達した後、水位の動向を監視する中で、予測を上回る水位の上昇又は高水位の状態の継続がみられたことなどにより、洪水予報・水防警報の発表までに時間を要しているものあり
- 簡易水位計の水位情報の一般への公開が未実施

#### 主な改善措置状況

- 管内の河川関係事務所長及びダム管理所長に対し、洪水予報、水防警報の迅速・的確な実施を図るとともに、予測手法について必要に応じ改善を図るよう指導
- 水位情報の一般への公開については、簡易水位計の精度等信頼性の確保状況や異常値配信時の影響等を勘案した上で、今後検討

- 調査担当局所 中国四国管区行政評価局、岡山行政評価事務所（※）、山口行政評価事務所（※）
  - 調査実施時期 平成29年4月～29年7月
  - 調査対象機関 中国地方整備局（河川国道事務所及び河川事務所を含む。）
  - 調査結果の処理 平成29年9月21日に中国地方整備局に改善意見を提示
- ※ 平成29年10月1日から岡山行政監視行政相談センター、山口行政監視行政相談センターに組織替え

調査の概要

中国地方の6水系（旭川、高梁川、芦田川、太田川、小瀬川及び佐波川）のうち、国が管理する河川について、河川氾濫等の被害の軽減化を図るとともに、河川区域の適正な利用を確保する観点から、河川の管理状況、防災に関する情報の提供状況等を調査

主な通知事項

【通知先：中国地方整備局】

調査事項	主な調査結果	主な通知事項
1 河川の適切な管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川カルテ等による河川管理施設の変状の経過観察が不十分</li> <li>・許可工作物の維持管理における許可条件の遵守が不十分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的な記録の的確な実施</li> <li>・許可条件の遵守の指導及び遵守状況の確認の実施</li> </ul>
2 不法係留船対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法に船舶が係留されているほか、護岸に船舶係留用の杭を打設しているもの、無許可で棧橋を設置しているものあり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法係留船の解消に向けた検討、護岸の原状回復等を含めた適切な方策の実施</li> </ul>
3 河川管理事務の適切な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川現況台帳への記載が不十分</li> <li>・河川巡視において、河川管理施設、許可工作物等の維持管理状況が十分把握されていないものあり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川現況台帳への適切な記載</li> <li>・河川巡視の的確な実施</li> </ul>
4 防災情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準水位への到達から洪水予報・水防警報の発表までに時間を要しているものあり</li> <li>・簡易水位計の水位情報の一般への公開が未実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位の動きの的確な予測、必要な予報・警報の迅速・的確な実施</li> <li>・簡易水位計の水位情報の一般への公開について検討</li> </ul>

通知事項に対する改善措置

通知事項	左に対する改善措置
<p>1 河川の適切な管理</p> <p>(1) 河川管理施設の管理の適正化</p> <p>中国地方整備局は、河川管理施設の維持管理を適切に実施する観点から、管内の河川(国道)事務所に対し、以下の措置を講じるよう指導する必要がある。</p> <p>① 河川管理施設の巡視や点検に当たっては、機能維持の確保のほか、利用者の安全性の確保に配慮して、巡視や点検のより一層の徹底を図るとともに、実施結果を踏まえ所要の措置を講じること。</p> <p>② 河川管理施設の巡視や点検の結果の河川カルテや河川巡視日誌への記録に当たっては、「堤防等河川管理施設の点検結果要領」等を踏まえた一貫性のある記録をより一層的確に行うこと。</p>	<p>「国の直轄河川の管理に関する行政評価・監視の結果(通知)について」(平成 29 年 10 月 18 日付け国中整水第 174 号 河川関係事務所(管理所)長宛て河川部長通知。以下「河川部長通知」という。)により、管内の河川関係事務所長及びダム管理所長に対し、結果通知事項に留意のうえ、より一層の河川管理の適正化を図るよう指導するほか、i)調査対象事務所担当課長に対する指摘事項の是正状況・方針等について聞き取り及び今後の作業等について指導、ii)管内河川関係事務所に出向き必要な指導を行った。</p> <p>河川部長通知により、管内の河川関係事務所長及びダム管理所長に対し、結果通知事項に留意のうえ、次のとおり、より一層の河川管理の適正化を図るよう指導した。</p> <p>① 河川管理施設の巡視や点検に当たっては、機能維持の確保のほか、利用者の安全性の確保に配慮して、巡視や点検のより一層の徹底を図るとともに、実施結果を踏まえて、対策が必要なものについては、修繕等の所要の措置を講じること。</p> <p>② 河川管理施設の巡視や点検の結果の河川カルテや河川巡視日誌への記録に当たっては、「堤防等河川管理施設の点検結果要領」等を踏まえ、河川管理施設の変状の時間的経過が確認できるよう一貫性のある記録をより一層的確に行うこと。</p> <p>なお、指摘のあった 11 件については 6 件が改善済みであり、残る 5 件については経過観察とした。</p>

通知事項	左に対する改善措置
<p>(2) 占用区域及び許可工作物の維持管理の適正化</p> <p>中国地方整備局は、占用区域及び許可工作物の維持管理の適正化を図る観点から、管内の河川(国道)事務所に対し、以下の措置を講じるよう指導する必要がある。</p> <p>① 許可工作物の管理者に対し、点検等を的確に実施するよう指導するとともに、許可工作物の管理者から点検結果に基づく報告等を受けた場合は、点検結果内容を十分確認し、適切な助言指導を行うこと。また、口頭による指導では改善されない場合には、河川法等の規定に基づいた対応を行うこと。</p> <p>② 河川法第 24 条及び第 26 条第 1 項の許可を得た者に対し、占用区域を良好な状態に保持すること、適切な時期に巡視及び点検を実施すること等、占用区域及び許可工作物の適切な維持管理の履行に関する許可条件の遵守を指導するとともに、その遵守状況を適宜確認すること。</p>	<p>河川部長通知により、管内の河川関係事務所長及びダム管理所長に対し、結果通知事項に留意のうえ、次のとおり、より一層の河川管理の適正化を図るよう指導した。</p> <p>① 許可工作物の管理者に対し、点検等を的確に実施するよう指導するとともに、許可工作物の管理者から点検結果に基づく報告等を受けた場合は、点検結果内容を十分確認し、適切な助言指導を行うこと。また、口頭による指導では改善されない場合には、河川法第 77 条第 1 項の規定に基づく指示書を交付する等の対応を行うこと。</p> <p>② 河川法第 24 条及び第 26 条第 1 項の許可を得た者に対し、占用区域を良好な状態に保持すること、適切な時期に巡視及び点検を実施すること等、占用区域及び許可工作物の適切な維持管理の履行に関する許可条件の遵守を指導するとともに、聴聞等によりその遵守状況を適宜確認すること。</p> <p>なお、指摘にあった 17 件については、9 件が改善済みであり、残る 8 件については、引き続き指導を行う。</p>
<p>(3) 違法行為の防止</p> <p>ア 河川法第 24 条の許可を得ていない土地の占用</p> <p>中国地方整備局は、河川の適正な利用を確保する観点から、河川法第 24 条の許可を得ていない案件については、「国土交通省 河川砂防技術基準 維持管理編（河川編）」、「中国地方建設局河川敷地不法占用物件等処理要綱」などに基づき、河川法に基づく処分や行政代執行を含めた適切な方策を講じるよう管内の河川(国道)事務所を指導する必要がある。</p>	<p>河川部長通知により、管内の河川関係事務所長及びダム管理所長に対し、結果通知事項に留意のうえ、次のとおり、より一層の河川管理の適正化を図るよう指導した。</p> <p>○ 河川法第 24 条の許可を得ていない案件については、「国土交通省 河川砂防技術基準 維持管理編（河川編）」、「中国地方建設局河川敷地不法占用物件等処理要綱」などに基づき、河川法第 77 条第 1 項の規定に基づく指示書を交付し、是正されない場合は同法第 75 条第 1 項の規定に基づく</p>

通知事項	左に対する改善措置
<p>イ 河川法第 26 条第 1 項の許可を得ていない工作物の新築等</p> <p>中国地方整備局は、河川区域内における許可工作物の管理を適切に実施する観点から、管内の河川(国道)事務所に対し、以下の措置を講じるよう指導する必要がある。</p> <p>① 河川法第 24 条及び第 26 条第 1 項に基づく許可済み案件について、河川巡視などにより利用実態を把握するとともに、無許可の工作物については、河川法等に則り、設置者に対する是正指導等を実施すること。</p> <p>② 許可の取得状況が不明な工作物について、取得状況を明確にするとともに、無許可のものについては所要の措置を講じること。</p>	<p>監督処分や行政代執行を含めた適切な方策を講じること。</p> <p>なお、指摘のあった 6 件については、改善されておらず、引き続き指導を行う。</p> <p>河川部長通知により、管内の河川関係事務所長及びダム管理所長に対し、結果通知事項に留意のうえ、次のとおり、より一層の河川管理の適正化を図るよう指導した。</p> <p>① 河川法第 24 条及び第 26 条第 1 項に基づく許可済み案件について、河川巡視などにより利用実態を把握するとともに、無許可の工作物については、河川法第 77 条第 1 項に基づく指示書を交付し、是正されない場合は同法第 75 条第 1 項の規定に基づく監督処分を行う等、所要の措置を講じること。</p> <p>② 許可の取得状況が不明な工作物について、取得状況を明確にするとともに、無許可のものについては、河川法第 77 条に基づく指示書を交付し、是正されない場合は同法第 75 条第 1 項に規定に基づく監督処分を行う等、所要の措置を講じること。</p> <p>なお、指摘のあった 10 件の内、占用許可を受け付けている運動広場等に関する 3 件については、2 件が改善済みであり、残る 1 件については、引き続き指導を行う。</p> <p>また、河川区域内民有地に関する 7 件については、設置時期等の実態調査を行ったうえで、河川区域の指定後に無許可で設置されたものであると認められる場合は、指導を行う。</p>



通知事項	左に対する改善措置
<p>2 不法係留船対策の実施</p> <p>中国地方整備局は、洪水の流下阻害や河川管理施設への損傷、治水上の支障の発生を予防する観点から、管内の河川(国道)事務所に対して、以下の措置を講じるよう指導する必要がある。</p> <p>① プレジャーボート、所有者不明の放置艇、廃船については、当該船舶の係留・放置方法を確認した上で、護岸等の原状回復を求めることも含め、「国土交通省 河川砂防技術基準 維持管理編（河川編）」などに基づき、適切な方策を講じること。</p> <p>② 漁船、川船など生業として使用されている不法係留船についても、解消に向けた検討を行うこと。</p> <p>③ 不法係留船数の多い旭川水系、高梁川水系においては、不法係留船対策に係る計画を策定し、重点的撤去区域を設定することで計画的な解消を実現した太田川水系の例を参考に、不法係留船対策に係る計画の策定も視野に入れた不法係留船の解消に向けた検討を行うこと。</p>	<p>河川部長通知により、管内の河川関係事務所長及びダム管理所長に対し、結果通知事項に留意のうえ、次のとおり、より一層の河川管理の適正化を図るよう指導した。</p> <p>① プレジャーボート、所有者不明の放置艇、廃船については、当該船舶の係留・放置方法を確認した上で、護岸等の原状回復を求めることも含め、「国土交通省 河川砂防技術基準 維持管理編（河川編）」などに基づき、適切な方策を計画的に講じること。</p> <p>② 漁船、川船など生業として使用されている不法係留船についても、各河川の実情や地域の慣行等を踏まえ、解消に向けた検討を行うこと。</p> <p>③ 不法係留船数の多い旭川水系、高梁川水系においては、不法係留船対策に係る計画を策定し、重点的撤去区域を設定することで計画的な解消を実現した太田川水系の例を参考に、不法係留船対策に係る計画の策定も視野に入れた不法係留船の解消に向けた検討を行うこと。</p> <p>なお、指摘のあった7河川の事例については、所有者への指導、現地への警告看板の設置等の措置を講じており、引き続き指導等を行う。</p> <p>また、旭川及び高梁川を管理している岡山河川事務所は、不法係留船の解消に向けた検討を進めている。</p>

通知事項	左に対する改善措置
<p>3 河川管理事務の適切な実施</p> <p>(1) 河川区域境界及び官民境界の明確化</p> <p>中国地方整備局は、河川区域の土地の維持管理を適正に行う観点から、河川区域の境界及び河川区域内の土地での官民境界が明らかになっていないものについては、境界確定のための措置を講じるよう管内の河川(国道)事務所を指導する必要がある。</p> <p>(2) 河川現況台帳の調製</p> <p>中国地方整備局は、法令に則り、河川現況台帳を適切に調製することを徹底するため管内の河川(国道)事務所を指導する必要がある。</p> <p>(3) 河川巡視の徹底</p> <p>中国地方整備局は、河川維持管理の基本とされている河川巡視をより一層的確に実施するよう、管内の河川(国道)事務所を指導する必要がある。</p>	<p>河川部長通知により、管内の河川関係事務所長及びダム管理所長に対し、結果通知事項に留意のうえ、次のとおり、より一層の河川管理の適正化を図るよう指導した。</p> <p>○ 河川区域の境界及び河川区域内の土地での官民境界が明らかになっていないものについては、境界確定のための措置を計画的に講じること。</p> <p>なお、指摘のあった5件については、平成30年度の境界測量業務において境界を確定する予定である。</p> <p>河川部長通知により、管内の河川関係事務所長及びダム管理所長に対し、結果通知事項に留意のうえ、次のとおり、より一層の河川管理の適正化を図るよう指導した。</p> <p>○ 河川法第12条の規定に則り、河川現況台帳を適切に調製すること。</p> <p>なお、指摘のあった2事務所の事例については、改善済みである。</p> <p>河川部長通知により、管内の河川関係事務所長及びダム管理所長に対し、結果通知事項に留意のうえ、次のとおり、より一層の河川管理の適正化を図るよう指導した。</p> <p>○ 「中国地方整備局平常時河川巡視規程」等に基づき、河川維持管理の基本とされている河川巡視を、より一層的確に実施すること。</p>

通知事項	左に対する改善措置
<p>(4) 許可事務の適切な実施</p> <p>ア 許可事務の適正な処理</p> <p>中国地方整備局は、河川区域内の土地の占用許可及び工作物の新築等許可に係る事務を適切に実施するため、管内の河川(国道)事務所に対し、以下の措置を講じるよう指導する必要がある。</p> <p>① 出水時の撤去を条件としている許可工作物については、当該許可工作物の種類、構造、規模、設置場所を速やかに確認できるようにすること。</p> <p>② 一時占用の取扱いについては、河川敷地占用許可準則及び土地の占用に係る事務所長専決事項取扱基準に則った事務処理を行うよう徹底すること。</p> <p>イ 許可後における許可条件の履行状況等の確認の徹底</p> <p>中国地方整備局は、河川敷地の適正な利用を図る観点から、河川区域内の土地の占用許可後の占有状況及び許可条件の履行状況を適宜適切に確認するとともに、必要に応じて、許可受者に対し、是正指導等の措置を行うよう管内の河川(国道)事務所を指導する必要がある。</p>	<p>なお、指摘のあった7件については、改善済みである。</p> <p>河川部長通知により、管内の河川関係事務所長及びダム管理所長に対し、結果通知事項に留意のうえ、次のとおり、より一層の河川管理の適正化を図るよう指導した。</p> <p>① 出水時の撤去を条件としている許可工作物については、関係資料を事務所担当課及び出張所に備え置くこと等により、当該許可工作物の種類、構造、規模、設置場所を速やかに確認できるようにすること。</p> <p>② 一時占用の取扱いについては、河川敷地占用許可準則及び土地の占用に係る事務所長専決事項取扱基準に則った事務処理を行うこと。</p> <p>なお、指摘のあった3件については、改善済みである。</p> <p>河川部長通知により、管内の河川関係事務所長及びダム管理所長に対し、結果通知事項に留意のうえ、次のとおり、より一層の河川管理の適正化を図るよう指導した。</p> <p>○ 河川敷地の適正な利用を図る観点から、河川区域内の土地の占用許可後の占有状況及び許可条件の履行状況を河川巡視等により適宜適切に確認するとともに、必要に応じて、許可受者に対し、河川法第77条第1項の規定に基づく指示書を交付する等、所要の措置を講じること。</p> <p>なお、指摘のあった1件については、改善済みである。</p>

通知事項	左に対する改善措置
<p>4 防災情報の提供</p> <p>(1) 水防警報等発表の迅速化</p> <p>中国地方整備局は、市町村による的確な避難誘導及び水防活動を推進する観点から、管内の河川（国道）事務所に対し、次の措置を講じるよう指導する必要がある。</p> <p>① 基準水位への到達を目安として、今後の水位の動きをできるだけ的確に予測した上で、必要な予報・警報を迅速・的確に実施すること。</p> <p>② 洪水予測システム等に基づく水位予測を上回る水位の上昇がみられた場合には、その要因を分析し、必要に応じ予測手法の改善を図ること。</p> <p>(2) 防災情報の公開に向けた取組</p> <p>中国地方整備局は、住民の主体的で的確な避難行動を促す観点から、簡易水位計の精度等信頼性の確保状況や異常値配信時の影響等を勘案した上で、今後、水位情報の一般公開について検討する必要がある。</p>	<p>河川部長通知により、管内の河川関係事務所長及びダム管理所長に対し、結果通知事項に留意のうえ、次のとおり、より一層の河川管理の適正化を図るよう指導した。</p> <p>① 洪水予報及び水防警報については、基準観測所において設定された氾濫注意水位等への到達を目安として、その後の水位の動きをできるだけ的確に予測した上で、迅速・的確に実施すること。</p> <p>② 洪水予測システム等に基づく水位予測を上回る水位の上昇がみられた場合には、降雨量や水位データ等を基にその要因を分析し、必要に予測手法の改善を図ること。</p> <p>なお、調査を受けた4事務所については、洪水予報及び水防警報を迅速・的確に実施するように努めている。</p> <p>また、洪水予測システムについては、必要に応じて予測手法の改善を図ることとしている。</p> <p>住民の主体的で的確な避難行動を促す観点から、簡易水位計の精度等信頼性の確保状況や異常値配信時の影響等を勘案した上で、今後、本局において、水位情報の一般公開について検討する。</p>